

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律要綱

（「傍線部分は、今回施行期日を定める分」）

第一 日本原子力研究所法の一部改正

日本原子力研究所の主たる事務所の所在地を東京都から千葉県とすること。
（第一条関係）

第二 宇宙開発事業団法の一部改正

宇宙開発事業団の主たる事務所の所在地を東京都から茨城県とすること。
（第二条関係）

第三 水資源開発公団法の一部改正

水資源開発公団の主たる事務所の所在地を東京都から埼玉県とすること。
（第三条関係）

第四 日本鉄道建設公団法の一部改正

日本鉄道建設公団の主たる事務所の所在地を東京都から横浜市とすること。
（第四条関係）

第五 運輸施設整備事業団法の一部改正

運輸施設整備事業団の主たる事務所の所在地を東京都から横浜市とすること。
（第五条関係）

第六 都市基盤整備公団法の一部改正

都市基盤整備公団の主たる事務所の所在地を東京都から横浜市とすること。

(第六条関係)

第七 その他

この法律は、各条の規定ごとに、それぞれ平成十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行すること。